

アトラスコプコのビジネスパートナー基準

はじめに

アトラスコプコは、サステイナブルな生産性ソリューションを実現する世界有数の企業です。当社グループでは、革新的なコンプレッサ、真空ソリューション、発電機、ポンプ、動力ツールと設備システムをお客様にお届けしています。アトラスコプコでは製品やサービスを開発する際に、生産性、エネルギー効率、安全性、人間工学を重視しています。当社は1873年に設立され、スウェーデンのストックホルムに本社を置くほか、世界180か国以上に展開しています。

当社グループは、顧客、納入業者、その他のビジネスパートナーや利害関係者の「常に真っ先に思い浮かべられ、真っ先に選ばれる企業」でありたいというビジョンを掲げています。アトラスコプコグループは、共通の基本的価値観に基づき、倫理的なビジネス慣行を守り、同様の基準を共有するビジネスパートナーと協力して、これを達成することを目指しています。

アトラスコプコの倫理綱領¹の内容:

- 「私たちは、納入業者、下請け業者、合併事業の相手先、代理店や販売店などのビジネスパートナーにとって最高の共同事業者となり、パートナーに最優遇されるような存在となるべく、努力しています。
- 私たちは、環境上、社会上の実績や発展へのコミットメント（責任遂行）とともに、製品やサービスの生産性、品質、配送、価格、信頼性といった客観的な要素を元に公平にビジネスパートナーを求め、評価し、選別します。
- 私たちはビジネスパートナーに、私たちのコミットメント（責任遂行）を説明し認識してもらい、ビジネスパートナーが私たちの方針を支持してくれることを期待します。」

本ドキュメントは、ビジネスパートナーに対する当社グループの基本的な期待について概要を説明することにより、アトラスコプコのビジネス倫理上、社会上、安全上、健康上、環境上の実績に関する方針の実行を支援することを目的としています。

以下の基準リストはアトラスコプコ倫理綱領に基づいています。またアトラスコプコ倫理綱領は、当グループが支持する以下の国際的なガイドラインに基づいています。

- 国連人権憲章
- 労働の基本原則と権利に関するILO宣言（ILO）
- 国連グローバルコンパクト（GC）
- OECD多国籍企業行動指針

一般要件

納入業者、下請け業者、合併事業の相手先、代理店や販売店などのビジネスパートナーは、当社倫理綱領に従い、当社グループのコミットメント（責任遂行）と期待について認識しておくよう求められます。ビジネスパートナーがアトラスコプコグループの製品またはサービスの生産に下請け業者を使う場合、そのビジネスパートナーは、下請け業者の評価と選別に当社と同じ原則を採用する責任があります。請求に応じて、ビジネスパートナーは、使用する下請け業者をアトラスコプコに知らせる義務があります。

ビジネスパートナーはすべての業務において、ビジネスを行う国の業務および雇用に適用される法律や規制を順守する必要があります。本ドキュメントの基準がビジネスを実施する国または地域の法律と矛盾する場合、常に法律を順守しなければなりません。この場合、ビジネスパートナーは本ドキュメントに署名する前に、矛盾について迅速にアトラスコプコに通知するものとします。

アトラスコプコの要件が国の法律で定められた要件より厳しい場合、ビジネスパートナーはアトラスコプコの追加要件を順守するものとします。

¹<http://www.atlascopcogroup.com/en/sustainability/our-sustainability-approach/our-business-code-of-practice>

ビジネスパートナー基準

1. あらゆる形態の強制労働の廃止 (GC 4, ILO 29)

ビジネスパートナーは、強制労働または労働の強要を行ってはならず、いかなる形態であっても容認されません。これには、刑罰に対する脅威のもとで行われる労働やサービス、または自発的に行われたい労働やサービスが含まれます。また、ビジネスパートナーに対し、雇用中の従業員にパスポートや教育資格証書などの原本や預金を預けさせることも禁じています。

2. 児童労働の拒否 (GC 5, ILO 138)

アトラスコプロは児童労働を認めません。ビジネスパートナーは就労可能年齢に満たない者を雇用しないよう、予防措置を講じる必要があります。つまり、現地法の年齢制限がこれよりも高い場合を除き、義務教育を修了する年齢、すなわち15歳未満(またはILO条約第138号で認められている場合、14歳未満)の者は雇用してはなりません。就労可能年齢に達した未成年者に対し、経営者は最低限、現地法に従い、その年齢に適した労働条件、労働時間および賃金を提供する責任があります。有害業務の場合、就労可能年齢は18歳です。

3. 誠実さ (GC 10, OECD 9)

ビジネスパートナーは、恐喝や賄賂をはじめ、あらゆる形態の汚職に対抗する義務があります。偽造文書またはその他の違法行為、未申告の生産量単位や納入業者の使用は許されません。当社は、生産施設を含め、ビジネスパートナーの施設に対して、協力的な管理と自由なアクセスを求めます。ビジネスパートナーは、公正な競争を確約し、価格設定、市場協定、その他の同様の活動に関して、競合他社との申し合わせや協約をしないことに合意する必要があります。

4. 人権の支持と尊重 (GC 1およびGC 2)

ビジネスパートナーは、人権の保護を支持し、尊重しなければなりません。また人権侵害に加担していないことを保証し、アトラスコプログループが支持する主な国際倫理指針に従わなければなりません。

アトラスコプロの要請があれば、¹つまたは複数の「紛争鉱物」を含む部品や製品または原材料を提供するビジネスパートナー²、および紛争地域やハイリスク国を調達元とするビジネスパートナーは、OECDデューデリジェンスガイドラインに準じたデューデリジェンス実施に進んで協力することが求められます。

5. 雇用と職業における差別の撤廃 (GC 6, ILO 111)

ビジネスパートナーは、機会平等、公平性、多様性を擁護し、雇用の決定においてすべての従業員を、民族や宗教、性別、年齢、国籍、障害の有無、個人的関係、組合加入、政治的見解にかかわらず、その能力と資格に基づいて、しっかりと処遇しなければなりません。

6. 安全で健全な労働環境、工場環境、住環境 (ILO 115)

ビジネスパートナーは、常に従業員の安全を最優先するよう求められます。職場と工場環境は、防火をはじめ、労働者が安全で健全な環境で職務を遂行できるものでなければなりません。リスクを最小限に抑えるためには、従業員の安全衛生、訓練、明確な役割を定めた適切な方針が必要です。従業員の施設は、個人の尊厳を守り、個人の衛生ニーズを満たす必要があります。ビジネスパートナーは、従業員のために安全を確保し、職場環境に起因する事故や疾病を予防するため、適切な措置を講じる必要があります。一例として、救急設備の準備があります。

7. 結社の自由と団体交渉権の実効化 (GC3, ILO87)

ビジネスパートナーは、職場や報酬の問題を解決するために、従業員が経営幹部と率直かつ自由に話し合えることを保証する必要があります。従業員は、団体交渉目的で労働組合の代表を務めるかどうかを選択する権利を有します。アトラスコプロは、その権利を行使する従業員に対する差別を容認しません。

8. より大きな環境責任を率先して引き受けるための取り組み (GC8, OECD5)

ビジネスパートナーは、理想的には環境管理システムを導入することが求められます。または最低でも、環境パフォーマンスの継続的な改善を促す環境方針またはシステムを開発する責任があります。

9. 環境問題への予防的アプローチおよび環境に優しい技術の開発と普及 (GC 7および9, OECD 5)

ビジネスパートナーは、例えば水の使用や廃水処理に注意を払うなど、環境を保護し、維持できるよう、業務を行う必要があります。また製品やサービスを開発する際、製品やサービスの製造、流通、使用および処分において発生する可能性がある環境への悪影響に対処し、最小限に抑える必要があります。ビジネスパートナーは、製品やプロセス、設計において、環境に優しい技術の開発と促進に確実に取り組む必要があります。

10. アトラスコプロの禁止物質リストおよび申告対象物質³リストの順守

アトラスコプロの禁止物質リストには、アトラスコプロに提供される部品、製品、原材料、または生産工程において使用すべきでない物質が挙げられています。申告対象物質リストには使用が制限される物質が挙げられており、ここに挙げられた物質がアトラスコプロに提供される品目に含まれる場合、その物質の申告が義務づけられています。紛争鉱物もこの申告対象物質リストに含まれています。詳細は基準4を参照してください。ビジネスパートナーは、これらのリストを順守し、リストの更新があれば従い、含まれる物質に問題があればアトラスコプロに通知しなければなりません。

²証券取引委員会の定義では、紛争鉱物とは、コロンバイト-タンタライト(コルタン)、スズ石、金、鉄マンガン重石、またはそれらの派生物(スズ、タングステン、タンタル)を指します

法令順守とフォローアップ

アトラスコプコはビジネスパートナーに対し、ここに挙げる社会上、ビジネス倫理上、環境上の基準に従うことを求めます。事前に対応しているビジネスパートナー、または既にこの基準を満たしているビジネスパートナーについては、優先パートナーシップの適用を検討します。当社グループは、調査や監査を通じて、これらの基準に対するビジネスパートナーの順守状況を厳格に監視し、フォローアップします。違反があった場合には、アトラスコプコは業務関係を見直し、ビジネスパートナーに対して、基準を順守すべく適合または変更を要求します。ビジネスパートナーがこれらの要件を順守すべく取り組みを進めており、アトラスコプコとのアクションプラン作成に前向きに取り組むことを条件に、本ドキュメントへの署名が許されます。

アトラスコプコグループは、ビジネスパートナーに対し、上記基準の順守を実証する適切なドキュメントを保持すること、または活動を含むアクションプランを作成し、基準を順守する意思と意欲を示すことを求めます。アトラスコプコグループとの業務を実施する条件として、ビジネスパートナーおよびその下請け業者は、アトラスコプコおよびアトラスコプコが指定する代理人(第三者を含む)に監査を実施する権限を与える必要があります。

(ビジネスパートナーの名前)

は、アトラスコプコの倫理綱領に基づき、本ドキュメントを読み、理解しました。また本ドキュメントのすべての基準と要件を順守することを約束します

名前

肩書き／職位

日付と場所

署名

その他の参考資料

- ILO安全衛生行動規範、 <http://www.ilo.org/safework/lang--en/index.htm>
- ILO国際労働基準、 <http://www.ilo.org/global/standards/lang--en/index.htm>
- OECD多国籍企業行動指針、 www.oecd.org
- 腐敗の防止に関する国際連合条約、 <http://www.unodc.org/unodc/en/treaties/CAC/index.html>
- 国連グローバルコンパクト、 www.unglobalcompact.org
- 国連人権憲章、 www.un.org
- ISO 14001、 www.iso.org
- SA 8000、 www.sa-intl.org